

議案第 6 号

沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準職務遂行能力を定める規則について

以下の理由により、沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準職務遂行能力を定める規則案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

平成26年5月14日に地方公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が公布され、任用に当たっての能力の実証の基準等として、職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力（以下「標準職務遂行能力」という。）を任命権者が定めることとされた（改正後の地方公務員法第15条の2第1項第5号）ことから、同法に基づく標準職務遂行能力を定めるための規則を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方公務員法

（昭和25年法律第261号）

第15条の2

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準職務遂行能力を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号の規定に基づき、県立学校並びに市町村立小学校及び中学校における職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として標準職務遂行能力を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「標準職規則」とは、沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成 年沖縄県教育委員会規則第 号）をいう。

2 この規則において、「全標準的な職」とは、職制上の段階の標準的な職の全体をいう。

(標準職規則第1条の表1の項関係)

第3条 標準職規則第1条の表1の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第1標準的な職の欄に掲げる職ごとに、同表標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

(標準職規則第1条の表2の項関係)

第4条 標準職規則第1条の表2の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第2標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

(標準職規則第1条の表3の項関係)

第5条 標準職規則第1条の表3の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第3標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

(標準職規則第1条の表4の項関係)

第6条 標準職規則第1条の表4の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第4標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

(標準職規則第1条の表5の項関係)

第7条 標準職規則第1条の表5の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第5標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

(標準職規則第1条の表6の項関係)

第8条 標準職規則第1条の表6の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第6標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

(標準職規則第1条の表7の項関係)

第9条 標準職規則第1条の表7の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第7標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

(標準職規則第1条の表8の項関係)

第10条 標準職規則第1条の表8の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第8標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

(標準職規則第1条の表9の項関係)

第11条 標準職規則第1条の表9の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第9標準的な職の欄に掲げる職ごとに、同表標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

(標準職規則第1条の表10の項関係)

第12条 標準職規則第1条の表10の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第10標準的な職の欄に掲げる職ごとに、同表標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

(標準職規則第1条の表11の項関係)

第13条 標準職規則第1条の表11の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第11標準的な職の欄に掲げる職ごとに、同表標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

(標準職規則第1条の表12の項関係)

第14条 標準職規則第1条の表12の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第12標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

(標準職規則第1条の表13の項関係)

第15条 標準職規則第1条の表13の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力

は、別表第12標準的な職の欄に掲げる職ごとに、同表標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。
 (標準職規則第2条の表関係)

第16条 標準職規則第2条の表1の右欄に掲げる標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第14標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

標準的な職	標準職務遂行能力	
1 校長	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教育公務員として高い倫理観、使命感、教育的愛情を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 学校経営	校長として必要な知識を持ち、学校経営目標の実現に向け、魅力ある学校作りに取り組むことができる。
	3 学校管理	児童生徒や職員が安心して活動でき、充実した教育活動を行えるよう、適正な学校管理を行うことができる。
	4 協働・連携	学校経営目標の実現に向け、職員の協働体制づくりと保護者や地域等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。
	5 人材活用・育成	有効な人材活用と職員の士気の高揚を図り、職員一人一人の職能開発、資質向上に向けた取り組みを行うことができる。
	6 判断・指示	学校運営上の諸課題の解決に向け、学校の最高責任者として、的確な判断のもと、適時に必要な指示を行うことができる。
2 副校長	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教育公務員として高い倫理観、使命感、教育的愛情を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 学校運営	管理職として必要な知識を持ち、校長の補佐役として命を受けて校務をつかさどり、魅力ある学校づくりに積極的に取り組むことができる。
	3 学校管理	児童生徒や職員が安心して活動でき、充実した教育活動が行えるよう、校長の補佐役として、適正な学校管理を行うことができる。
	4 協働・連携	学校経営目標の実現に向け、校長の補佐役として、職員の協働体制づくりと保護者や地域等に開かれた学校づくりに積極的に取り組むことができる。
	5 人材活用・育成	校長の補佐役として、有効な人材活用と職員の士気の高揚を図り、職員一人一人の職能開発、資質向上に向けた積極的な取り組みを行うことができる。
	6 判断・指示	学校運営上の諸課題の解決に向け、校長の補佐役として、的確な判断のもと、適時に必要な指示を行うことができる。

別表第2 (第4条関係)

標準的な職	標準職務遂行能力	
教頭	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教育公務員として高い倫理観、使命感、教育的愛情を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 学校運営	管理職として必要な知識を持ち、学校経営目標の実現に向け、校長の補佐役として、魅力ある学校づくりに取り組むことができる。

3 学校管理	児童生徒や職員が安心して活動でき、充実した教育活動が行えるよう、校長の補佐役として、適正な学校管理を行うことができる。
4 協働・連携	学校経営目標の実現に向け、校長の補佐役として、職員の協働体制づくりと保護者や地域等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。
5 人材活用・育成	校長の補佐役として、有効な人材活用と職員の士気の高揚を図り、職員一人一人の職能開発、資質向上に向けた取り組みを行うことができる。
6 判断・指示	学校運営上の諸課題の解決に向け、校長の補佐役として、的確な判断のもと、適時に必要な指示を行うことができる。

別表第3（第5条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
主幹教諭	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教育公務員として高い倫理観、使命感、教育的愛情を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 学校運営への参画	学校経営目標の実現に向け、校長及び副校長・教頭を補佐し、広い視点から積極的に課題解決に取り組むことができる。
	3 学習指導等	魅力ある授業、学力向上の取り組みを実践し、学習指導等の工夫・改善、さらなる専門性の向上に取り組むことができる。
	4 児童生徒指導等	児童生徒の自己指導能力の育成を図り、キャリア形成に向けた児童生徒指導等を実践し、指導の充実に取り組むことができる。
	5 調整・連携	学校経営目標の実現に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。
	6 育成・援助	職員一人一人の資質向上を促すような指導・助言、円滑な職務遂行につながる援助等を適切に行うことができる。

別表第4（第6条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
教諭	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教育公務員として高い倫理観、使命感、教育的愛情を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 学習指導等	魅力ある授業、学力向上の取り組みを実践し、学習指導等の工夫・改善、専門性の向上に取り組むことができる。
	3 児童生徒指導等	児童生徒の自己指導能力の育成を図り、キャリア形成に向けた児童生徒指導等を実践し、指導の充実に取り組むことができる。
	4 教育活動への参画	学校経営目標の実現に向け、組織の一員として担当する校務を適切に遂行し、課題解決に積極的に取り組むことができる。
	5 調整・連携	学校経営目標の実現に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。

別表第5（第7条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
養護教諭	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教育公務員として高い倫理観、使命感、教育的愛情を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 保健管理	児童生徒の心身の健康状態等を的確に把握・分析し、学校の実態に応じた保健管理、保健室経営等を実践し、その工夫・改善に取り組むことができる。
	3 保健指導	心身ともに健康な児童生徒の育成をめざし、学校や児童生徒の実態に応じた保健指導を職員等と連携して実践し、その工夫・改善に取り組むことができる。
	4 教育活動への参画	学校経営目標の実現に向け、組織の一員として担当する校務を適切に遂行し、課題解決に積極的に取り組むことができる。
	5 調整・連携	学校経営目標の実現に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。

別表第6（第8条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
栄養教諭	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教育公務員として高い倫理観、使命感、教育的愛情を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 給食管理	児童生徒の食生活の実態や嗜好等を把握・分析し、安心・安全で魅力ある学校給食の運営において、中心的な役割を果たすことができる。
	3 食に関する指導	学校教育全体を通した食育の推進を図り、健全な食生活を実践することのできる能力育成に取り組むことができる。
	4 教育活動への参画	学校経営目標の実現及び学校給食食育の充実に向け、組織の一員として自覚を持ち、課題解決に積極的に取り組むことができる。
	5 調整・連携	学校給食や食育の充実に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。

別表第7（第9条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
実習助手	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感、教育的愛情を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 実験・実習等の支援	安全な環境で充実した実験・実習等が円滑に行われるよう、教諭と連携して、実験・実習等の事前準備等の事前準備等を行い、教諭を適切に支援することができる。
	3 生徒対応等	生徒と望ましい人間関係を築き、生徒の実態に応じた適切な対応を行うことができる。
	4 教育活動への参画	学校経営目標の実現に向け、組織の一員として担当する校務を適切に遂行し、課題解決に積極的に取り組むことができる。

	5 調整・連携	学校経営目標の実現に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。
--	---------	---

別表第8（第10条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
寄宿舎指導員	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感、教育的愛情を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 生活指導	児童生徒と望ましい信頼関係を築き、実態に応じた適切な日常生活の世話及び生活指導を行うことができる。
	3 寄宿舎管理・運営	安心・安全な寄宿舎環境を整備し、関係者と連携して児童生徒の実態を把握し、適切な寄宿舎管理・運営を行うことができる。
	4 教育活動への参画	学校経営目標の実現に向け、組織の一員として自覚を持ち、課題解決に積極的に取り組むことができる。
	5 調整・連携	寄宿舎運営の充実に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。

別表第9（第11条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
1 学校栄養主査	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感、教育的愛情を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 給食管理	児童生徒の食生活の実態や嗜好等を把握・分析し、安心・安全で魅力ある学校給食の運営において、中心的な役割を果たすことができる。
	3 食に関する指導	学校教育全体を通した食育の推進を図り、健全な食生活を実践することのできる能力育成に取り組むことができる。
	4 教育活動への参画	学校給食や食育の充実に向け、組織の一員として自覚を持ち、課題解決に積極的に取り組むことができる。
	5 調整・連携	学校給食や食育の充実に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。
2 主任	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感、教育的愛情を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 給食管理	児童生徒の食生活の実態や嗜好等を把握し、安心・安全で魅力ある学校給食の運営において、必要な役割を果たすことができる。
	3 食に関する指導	学校教育全体を通した食育の推進を図り、健全な食生活を実践することのできる能力育成に取り組むことができる。
	4 教育活動への参画	学校給食や食育の充実に向け、組織の一員として自覚を持ち、課題解決に取り組むことができる。
	5 調整・連携	学校給食や食育の充実に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。

3 学校栄養職員	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感、教育的愛情を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 給食管理	児童生徒の食生活の実態や嗜好等を把握し、安心・安全で魅力ある学校給食の運営において、上司の指示のもと、必要な役割を果たすことができる。
	3 食に関する指導	学校教育全体を通した食育の推進を図り、健全な食生活を実践することのできる能力育成に取り組むことができる。
	4 教育活動への参画	学校給食や食育の充実に向け、組織の一員として自覚を持ち、課題解決に取り組むことができる。
	5 調整・連携	学校給食や食育の充実に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。

別表第10（第12条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
1 事務長（課長級）	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 学校運営	管理職として必要な知識を持ち、学校経営の目標の実現に向け、事務の総轄者として校長を補佐し、魅力ある学校づくりに積極的に取り組むことができる。
	3 学校管理	児童生徒や職員が安心して活動でき、充実した教育活動が行えるよう、事務の総轄者として校長を補佐し、適正な学校管理を行うことができる。
	4 協働・連携	学校経営目標の実現に向け、関係者と高度な調整・連携を行い、職員の協働体制づくりと保護者や地域等に開かれた学校づくりに積極的に取り組むことができる。
	5 人材活用・育成	管理職としての豊富な知識・経験に基づき、有効な人材活用と職員の士気の高揚を図り、職員一人一人の職能開発、資質向上に向けた取り組みを積極的に行うことができる。
	6 判断・指示	学校運営上の諸課題の解決に向け、事務の総轄者として校長を補佐し、的確な判断のもと、適時に必要な指示を行うことができる。
2 事務長（班長級）	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 学校運営	管理職として必要な知識を持ち、学校経営の目標の実現に向け、事務の総轄者として校長を補佐し、魅力ある学校づくりに取り組むことができる。
	3 学校管理	児童生徒や職員が安心して活動でき、充実した教育活動が行えるよう、事務の総轄者として校長を補佐し、適正な学校管理を行うことができる。
	4 協働・連携	学校経営目標の実現に向け、関係者と調整・連携を行い、職員の協働体制づくりと保護者や地域等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。
	5 人材活用・育成	管理職としての知識・経験に基づき、有効な人材活用と職員の士気の高揚を図り、職員一人一人の職能開発、資質向上に

		向けた取り組みを行うことができる。
	6 判断・指示	学校運営上の諸課題の解決に向け、事務の総轄者として校長を補佐し、的確な判断のもと、適時に必要な指示を行うことができる。
3 事務長（主査級）	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 学校運営	事務長として必要な知識を持ち、学校経営の目標の実現に向け、事務の総轄者として校長を補佐し、魅力ある学校づくりに取り組むことができる。
	3 学校管理	児童生徒や職員が安心して活動でき、充実した教育活動が行えるよう、事務の総轄者として校長を補佐し、適正な学校管理を行うことができる。
	4 協働・連携	学校経営目標の実現に向け、職員の協働体制づくりと保護者や地域等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。
	5 人材活用・育成	事務長としての知識・経験に基づき、有効な人材活用と職員の士気の高揚を図り、職員一人一人の職能開発、資質向上に向けた取り組みを行うことができる。
	6 判断・指示	学校運営上の諸課題の解決に向け、事務の総轄者として校長を補佐し、的確な判断のもと、適時に必要な指示を行うことができる。

別表第11（第13条関係）

1 事務主幹	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 学校運営への参画	事務主幹として必要な知識を持ち、学校経営目標の実現に向け、広い視点から課題解決に積極的に取り組むことができる。
	3 学校事務	学校経営目標の実現及び教育活動の充実に向け、上司や関係者等と連携して、法令等に基づいた適切な学校事務処理を行うことができる。
	4 調整・連携	学校経営目標の実現に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。
2 事務主査	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 学校運営への参画	学校経営目標の実現に向け、組織の一員として自覚を持ち、課題解決に積極的に取り組むことができる。
	3 学校事務	教育活動の充実に向け、上司や関係者等と連携して、法令等に基づいた適切な学校事務処理を行うことができる。
	4 調整・連携	学校経営目標の実現に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。
3 主任	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 学校事務	教育活動の充実に向け、上司の指示や法令等に基づいた適切

		な学校事務処理を行うことができる。
3 学校運営への参画		学校経営目標の実現に向け、組織の一員として自覚を持ち、課題解決に取り組むことができる。
4 調整・連携		学校経営目標の実現に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。
4 事務主事	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 学校事務	教育活動の充実に向け、上司の指示や法令等に基づいた適切な学校事務処理を行うことができる。
	3 学校運営への参画	学校経営目標の実現に向け、上司の指示のもと、所掌する業務に取り組むことができる。
	4 調整・連携	学校経営目標の実現に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。

別表第12（第14条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
船長	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 実習船運営	実習船の指揮監督者として必要な知識を持ち、学校経営目標の実現に向け、校長の指示のもと、実習船運営の充実に取り組むことができる。
	3 実習船管理	生徒や職員が安心して活動でき、充実した教育活動が行えるよう、実習船の指揮監督者として校長を補佐し、適正な実習船管理を行うことができる。
	4 協働・連携	学校経営目標の実現に向け、実習船の指揮監督者として校長を補佐し、職員の協働体制づくりと保護者や地域等に開かれた学校づくりに取り組むことができる。
	5 人材活用・育成	実習船の指揮監督者として校長を補佐し、有効な人材活用と職員の士気の高揚を図り、職員一人一人の職能開発、資質向上に向けた取り組みを行うことができる。
	6 判断・指示	実習船運営上の諸課題の解決に向け、実習船の指揮監督者として校長を補佐し、的確な判断のもと、適時に必要な指示を行なうことができる。

別表第13（第15条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
1 機関長	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 実習船運航	実習船の監督者として船長を補佐し、実習船運航に関する専門的知識・技能を發揮し、職務を適切に遂行することができる。
	3 教育活動への参画	水産教育の充実に向け、組織の一員として自覚を持ち、課題解決に積極的に取り組むことができる。

	4 調整・連携	水産教育の充実に向け、管理職や職員間で連携して職務にあたるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりを支援することができる。
	5 生徒への対応	生徒と望ましい関係を築き、生徒の実態に応じた適切な対応を行うことができる。
	6 育成・援助	職員一人一人の資質向上を促すような指導・助言、円滑な職務遂行につながる援助等を適切に行うことができる。
2 一等航海士	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 実習船運航	学校や生徒の実態に応じて、実習船運航に関する専門的知識・技能を発揮し、上司の指示のもと、職務を適切に遂行することができる。
	3 教育活動への参画	水産教育の充実に向け、組織の一員として自覚を持ち、課題解決に積極的に取り組むことができる。
	4 調整・連携	水産教育の充実に向け、管理職や職員間で連携して職務にあたるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりを支援することができる。
	5 生徒への対応	生徒と望ましい関係を築き、生徒の実態に応じた適切な対応を行うことができる。
	6 後輩の指導	後輩への指導助言を行うことができる。
3 船員	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 実習船運航	学校や生徒の実態に応じて、実習船運航に関する知識・技能を発揮し、上司の指示のもと、職務を適切に遂行することができる。
	3 教育活動への参画	水産教育の充実に向け、組織の一員として自覚を持ち、課題解決に取り組むことができる。
	4 調整・連携	水産教育の充実に向け、管理職や職員間で連携して職務にあたるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりを支援することができる。
	5 生徒への対応	生徒と望ましい関係を築き、適切な対応を行うことができる。
4 乗組員	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 技能に関する職務	職務に関する知識・技能を発揮し、実習船や生徒の実態に応じて、適切に職務を遂行することができる。
	3 調整・連携	水産教育の充実に向け、管理職や職員間で連携して職務にあたるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりを支援することができる。
	4 生徒への対応	生徒と望ましい関係を築き、適切な対応を行うことができる。

別表第14（第16条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力
-------	----------

現業職員	1 倫理・規律遵守	県民全体の奉仕者として、責任を持って職務に取り組むとともに、教職員として高い倫理観、使命感を持ち、服務規律等を遵守して職務を遂行できる。
	2 技能に関する職務	職務に関する知識・技能を発揮し、学校や児童生徒の実態に応じて、適切に職務を遂行することができる。
	3 教育活動への参画	学校経営目標の実現に向け、組織の一員として自覚を持ち、課題解決に積極的に取り組むことができる。
	4 調整・連携	学校経営目標の実現に向け、管理職や職員間で連携して職務に当たるとともに、保護者や地域社会等に開かれた学校づくりを支援することができる。

規則案の概要説明

課名 学校人事課

1 件名

沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準職務遂行能力を定める規則

2 制定の経緯及び必要性

平成26年5月14日に地方公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が公布され、任用に当たっての能力の実証の基準等として、職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力（以下「標準職務遂行能力」という。）を任命権者が定めることとされた（改正後の地方公務員法第15条の2第1項第5号）ことから、同法に基づく標準職務遂行能力を定めるための規則を制定する必要がある。

3 制定案の概要

- (1) この規則は、職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として標準職務遂行能力を定めることを趣旨とする。（第1条）
- (2) この規則において「標準的な職を定める規則」とは、沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成 年沖縄県教育委員会規則第 号）をいうものとする。（第2条第1項）
- (3) この規則において「全標準的な職」とは、職制上の段階の標準的な職の全体をいうものとする。（第2条第2項）
- (4) 校務をつかさどり、所属職員の監督等を行う職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第3条）
- (5) 校務を整理し、児童生徒の教育、指導等を行う職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第4条）
- (6) 校務の一部を整理し、児童生徒の教育、指導等を行う職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第5条）
- (7) 児童生徒の教育、指導等を行う職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第6条）
- (8) 児童生徒の保健教育、保健指導等を行う職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第7条）
- (9) 児童生徒の栄養教育、栄養指導等を行う職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第8条）
- (10) 実習に従事する職員の職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第9条）
- (11) 寄宿舎の指導に従事する職員の職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第10条）
- (12) 学校給食に従事する職員の職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第11条）
- (13) 学校事務を総括する職員の職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第12条）
- (14) 学校事務に従事する職員の職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第13条）
- (15) 実習船を指揮監督する職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第14条）
- (16) 実習船に乗り込み行う職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第15条）
- (17) 現業業務に従事する職務に係る標準職務遂行能力について定める。（第16条）

4 根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号

根拠法令資料

●地方公務員法

(勤務成績の評定)

第四十条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について任命権者に勧告することができる。

●(改正) 地方公務員法(平成28年4月1日施行)

(定義)

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時の任用を除く。）をいう。
 - 二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
 - 三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
 - 四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。
 - 五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。
- 2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。
- 3 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

第三節 人事評価

(人事評価の根本基準)

第二十三条 職員の人事評価は、公正に行わなければならない。

2 任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

(人事評価の実施)

第二十三条の二 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。

3 前項の場合において、任命権者が地方公共団体の長及び議会の議長以外の者であるときは、同項に規定する事項について、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

(人事評価に基づく措置)

第二十三条の三 任命権者は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

(人事評価に関する勧告)

第二十三条の四 人事委員会は、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告することができる。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(勤務成績の評定)

第四十六条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

●(改正) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成28年4月1日施行)

(人事評価)

第四十四条 県費負担教職員の人事評価は、地方公務員法第二十三条の二第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画に下に、市町村委員会が行うものとする。